

我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 我孫子市鳥の博物館の展示、施設設備等の更新をすることから、適切な運営及び活用についての我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民参加のもと、幅広い観点から検討するため、我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項について検討することとする。

- (1) 計画策定のための課題の整理に関すること。
- (2) その他計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 鳥類等の自然環境保全活動に係る団体に属する者
- (3) 公募の市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により、選出する。

- 2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（報償）

第7条 委員（第3条第4号に該当する者を除く。）が会議に出席したときの報償は、1回につき3,500円を支払うものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部鳥の博物館において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。